

(別紙2)

通信式免許状更新講習における履修認定試験の実施に関する特例について

令和2年3月31日

令和2年4月28日一部改正

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 通信教育・放送・インターネット等を活用した通信式免許状更新講習のうち、令和2年6月30日までに更新講習の認定申請を行った免許状更新講習の履修認定試験については、令和2年度免許状更新講習の認定申請等について（令和元年10月25日付け元教教人第25号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）に記載のほか、令和3年3月31日までの間、次の方法により行うことも認めることとする。

(試験の方法)

講習開設者から受験者へ試験問題を郵送により送付し、受験者から講習開設者へ解答を郵送により返送する方法で試験を行うこと

なお、試験問題の送付に当たっては、講習開設者のホームページに受験者のみが閲覧できるページを作成し試験問題を掲載するなど、受験者のみが試験問題を入手できる方法についても認めること

(試験の際の本人確認の方法)

受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行うこと

なお、試験問題の入手方法に当たっては、講習開設者のホームページに受験者のみが閲覧できるページを作成し試験問題を掲載する方法についても認めること

3. 上記2の方法により試験を行うこととした場合には、決定後速やかに変更届を提出すること。